

開発工事完了検査の受検にあたって

都市計画法に基づく開発行為に関する工事の検査では、施工した工作物の寸法や規格などが許可書の設計図書に適合していることを確認します。

スムーズな検査のため下記に留意して工事を進め、受検前に改めて下記事項を確認してください。

開発工事の主な留意点

- 1 境界杭は堅固なもので、地盤に固定されていますか**
 - 境界杭は、コンクリート製又は金属製プレートを使用すること
- 2 境界が明確に表示されていますか**
 - 境界杭の矢印等の表記が適切に明示されていること
 - 杭が土中に埋もれていないこと、障害物などにより杭位置が確認しづらくないこと
- 3 現場の判断で設計図などと異なる施工をしていませんか**
 - 暗渠管を屈曲させるとき、管径の120倍を超える延長になるときは、柵を設けること
 - 浸透施設の碎石層の使用材料は、処理量が変わるので原則変更しないこと など
 - ※ 許可を受けた設計の内容を変更する場合は、変更の許可が必要となります
変更が見込まれる場合には、事前に下記問合せ先まで連絡してください
- 4 完成時に目視できない部分の工事記録写真を整理していますか**
 - 明確で判別しやすい写真撮影に努めてください
寸法が明確に判別できるよう計測対象にリボンテープ、箱尺等を適切に設置すること
遠景及び近景から撮影し、工事内容等を記載した黒板を一緒に写し込むこと
 - 設計図の寸法等と施工内容がすべて対比できるよう写真撮影時期に留意すること
浸透柵や浸透トレンチなどの碎石層及び砂層の寸法、材料の寸法、施工状況
コンクリートブロック積の基礎の寸法、鉄筋のピッチ、かぶり、材料の寸法、施工状況
- 5 築造した工作物などが境界を越えていませんか**

検査の手続きなどの詳細をまとめた「開発工事完了（中間）検査のご案内」を県都市整備部都市計画課ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

県都市計画課 URL:<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1102/kaihatukyokanoseido/index.html>

【問合せ先】

埼玉県川越建築安全センター東松山駐在 TEL 0493-22-4341

